



福岡県医発第 238 号 (地)
平成 26 年 4 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

在宅患者訪問診療料 2 の同一建物居住者算定する場合の
様式 14「訪問診療に係る記録書」について

平成 26 年 4 月 24 日付け福岡県医発第 234 号 (地) にて「平成 26 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報記載事項の一部訂正について」、及び福岡県医発第 235 号 (地) にて「厚生労働省疑義解釈資料 (その 4) の送付について」を、送付いたしておりましたが、標記に関する質問が多く寄せられていますので、この 2 つの通知の中から関連するページを抜粋して別紙のとおりお送りいたします。

なお、

- 1) 本件につきましては、本会ホームページ中「平成 26 年度診療報酬改定について」に掲載いたします。
- 2) 今回厚労省事務連絡並びに疑義解釈で示された本取扱いは、日本医師会が厚生労働省と協議された結果であり、今後も引き続き、様式の簡素化等について協議することとなっておりますことを申し添えます。
- 3) ご参考までに、疑義解釈資料 (その 3) (※本件については平成 26 年 4 月 15 日付け福岡県医発第 163 号にて通知済み) の別添 4 (問 60) ならびに様式 14 をお送り致します。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

また、精神疾患に限る。

【がん患者指導管理料】

(問13) がん患者指導管理料について、「当該患者の同意を得て」となっているが、患者の同意を得ている旨をカルテ等に記録することで要件は満たされるか。

(答) そのとおり。

【在宅患者訪問診療料】

(問14) 署名付きの同意書については、各医療機関で作成し同意を得ることによいか。

(答) そのとおり。

(問15) 留意事項通知の別紙様式14「訪問診療に係る記録書」について、主治医氏名の欄に「印」を押すこととなっているが、電子カルテの場合でも押印が必要か。

(答) 必要ではない。

(問16) 在宅患者訪問診療料2を算定する場合に記載する「別紙様式14」について、患者毎かつ訪問毎に当該様式を診療報酬明細書に添付することが必要か。

(答) そのとおり。

(問17) 在宅患者訪問診療料2を算定する場合に記載する「別紙様式14」について、診療報酬明細書に添付することとあるが、別紙様式14のとおりの内容を症状詳記に記載することで電子請求を行うことも可能か。

(答) 可能である。

なお、当該症状詳記の記載例については、平成26年3月26日保医発0326第3号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（平成26年4月23日付一部訂正）を参照のこと。

(問18) 在宅患者訪問診療料2を算定する場合に記載する「別紙様式14」について、医師が1日に複数の同一建物で診察した場合、そのすべての患者を当該様式に記載する必要があるか。

(答) 複数の建物で診察した場合であっても、当該様式については訪問診療を行った患者が居住する建物の患者のみを記載することで差し支えない。

なお、その場合、それぞれの同一建物ごとに、在宅患者訪問診療料2を算定する患者について記載すること。

(問19) 在宅患者訪問診療料において、『なお、「同一建物居住者の場合」の「イ 特定施設等に入居する者の場合」又は認知症対応型共同生活介護等における「ロ イ以外の場合」については、保険医1人につき（医師3人までに限る）同一日に複数の訪問診療を行った場合に算定する』とあるが、障害者支援施設、障害児入所施設及び共同生活援助を行う住居は当該規定の対象となるか。

(答) 対象となる。

(問20) 在宅患者訪問診療料2を算定する場合に記載する「別紙様式14」について、紙で当該様式を診療報酬明細書に添付する場合、医療機関で用いている訪問診療計画等の様式が、別紙様式14の内容をすべて含んでいる場合は、この様式をコピーして添付することは可能か。

(答) 可能である。

【在宅自己注射指導管理料】

(問21) C101在宅自己注射指導管理料について、数週間に1回の自己注射が必要な患者であっても、週2回以上の外来等による教育期間が必要なのか。自己注射の間隔に応じた適切な教育期間では要件を満たさないのか。

(答) 注射の回数に関わらず、週2回以上の外来等による教育期間をとり、指導を行う必要がある。

【在宅療養後方支援病院】

(問22) 3月に1回以上患者の情報交換をしていることとあるが、どのような形式で情報交換をしなければならないのか。

A106 障害者施設等入院基本料

- (1) 障害者施設等入院基本料は、「注1」の入院基本料及び「注2」の月平均夜勤時間超過減算により算定するものから構成され、「注1」の入院基本料については、それぞれ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た障害者施設等一般病棟に入院している患者について、7対1入院基本料等の各区分の所定点数を算定し、「注2」の月平均夜勤時間超過減算については、届け出た~~精神~~障害者施設等一般病棟に入院している患者について算定する。。

第2節 入院基本料等加算

A218 地域加算

地域加算は、医業経費における地域差に配慮したものであり、人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域に所在する保険医療機関において、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料2 ~~若しくは3~~の加算として算定できる。

A218-2 離島加算

離島加算は、離島における入院医療の応需体制を確保する必要があることから、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関において、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料2 ~~若しくは3~~の加算として算定できる。

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

B009 診療情報提供料(I)

- (15) 「注6」に掲げる「認知症に関する専門の~~保険疾患医療機関センター等~~」とは、「認知症対策総合支援事業の実施について」（平成25年7月4日老発0704第1号老健局長通知）に規定されている認知症疾患医療センターとして、~~都道府県知事又は指定都市市長が指定した保険医療機関~~であること。

第2部 在宅医療

第1節 在宅患者診療・指導料

C001 在宅患者訪問診療料

- (10) 訪問診療を実施する場合には、以下の要件を満たすこと。

- ③ 訪問診療を行った日における当該医師の当該在宅患者に対する診療時間（開始時刻及び終了時間）及び診療場所について、診療録に記載すること。また、「在宅患者訪問診療料2」の「同一建物居住者の場合」を算定する場合は、別紙様式14に記載のうえ、診療報酬明細書に添付する、又は別紙様式14のとおりの内容が記載された症状詳記を添付すること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

(平成26年3月26日保医発0326第3号)

別添1

別紙1

診療報酬請求書等の記載要領

Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(23) 「在宅」欄について

エ 在宅患者訪問診療の項については、回数及び総点数を記載するほか、次によること。なお、厚生労働大臣が定める疾病等に罹患している患者に対して行った場合は **難病** と表示すること。

(カ) 在宅患者訪問診療料2を算定した場合は、訪問診療が必要な理由等について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）に掲げる別紙様式14に記載のうえ、診療報酬明細書に添付する、又は別紙様式14のとおりの内容が記載された症状詳記を添付すること。

〔症状詳記の記載例〕

別紙様式14「訪問診療に係る記録書」の記入上の注意を踏まえ記載すること。

なお、「患者氏名（同一建物居住者）」、「診療時間（開始時刻及び終了時間）」、「診療場所」、「在宅患者訪問診療料2、往診料」については、「患者氏名（同一建物居住者）」ごとに記載することとし、「患者氏名（同一建物居住者）」ごとの記載が分かるのであれば、本記載例によらず記載すること。

※「訪問診療に係る記録書」

※「患者氏名」 ○○ ○○

※「要介護度」 要介護5

※「認知症の日常生活自立度」 4

※「患者住所」 ○○市○○町○○番地 ○○号室

※「訪問診療が必要な理由」 ○○○○○○○○○○○○

※「訪問診療を行った日」 平成○年○月○日

※「患者氏名（同一建物居住者）」 1（○○ ○○）、2（△△ △△）、・・・

※「診療時間（開始時刻及び終了時間）」 1（10時～11時）、2（11時～12時）、・・・

※「診療場所」 1（同上○○号室）、2（同上△△号室）、・・・

※「在宅患者訪問診療料2、往診料」 1（在宅患者訪問診療料2を算定）、2（往診料を算定）、・・・

※「診療人数合計」 10人

※「主治医氏名」 □□ □□

医科診療報酬点数表関係

<医科>

(問60) 記載要領通知において、在宅患者訪問診療料2を算定する場合には、「訪問診療が必要な理由」等を記載する別紙様式を明細書に添付することされているが、対象患者が、要介護度4以上又は認知症である老人の日常生活自立度判定基準におけるランクⅣ以上の場合も、当該様式 (別紙様式14) ~~を添付~~の「訪問診療が必要な理由」欄に記載する必要があるのか。

(答) 訪問診療を行う患者が、要介護度4以上又は認知症である老人の日常生活自立度判定基準におけるランクⅣ以上の場合、「訪問診療が必要な理由」欄の記載~~当該別紙様式を添付する必要はない~~を省略することができる。

訪問診療に係る記録書

(患者氏名) 殿

(要介護度) 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 該当なし

(認知症の日常生活自立度) I・II・IIa・IIb・III・IIIa・IIIb・IV・M 該当なし

(患者住所)

(訪問診療が必要な理由)

平成 年 月 日

患者氏名	診療時間 (開始時刻及び終了時刻)	診療場所(住所及び名称)	在宅患者訪問診療料2 (同一建物の場合)	往診料
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐
	～		☐	☐

診療人数合計 人

〔記入上の注意〕

- 1 本記録書は、「在宅患者訪問診療料2」の「同一建物居住者の場合」を算定した場合に記載すること。
- 2 「要介護度」「認知症の日常生活自立度」については、該当する箇所に○を記載すること。
- 3 「訪問診療が必要な理由」については、通院困難な理由も含めて記載すること。
- 4 「診療時間(開始時刻及び終了時刻)」については、実際に診療を行った時間について記載すること。(移動時間や準備時間等は含まない。)
- 5 「診療場所」については、その住所及び名称を記載すること。なお、同一建物の場合は住所を「同上」とするなど省略して、部屋番号のみの記載としても構わない。
- 6 「在宅患者訪問診療料2」「往診料」については、当該診療日に算定した点数をチェックすること。
- 7 「診療人数合計」については、当該診療日に実際に在宅医療を行った患者数の合計について記載すること。

(主治医氏名) 印